

福島運輸支局長



証明書 番号	第 1C90B6415 号
-----------	---------------

令和 4年 11月 24日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

東京海上日動火災保険株式会社

自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (車台番号)	いわき 300に 296 TDA4W-201831	自動車の 種別	自家用乗用
保険期間	自 令和 5年 1月 4日 24か月 至 令和 7年 1月 4日 午前12時	使用の本拠 の所在地	福島県
住所及び 保険契約者 の氏名	いわき市四倉町東2丁目170-1 磐城森林管理署	指定金融 機関名	
異動事項		保険料収納年月日	R 4.11.24
管轄店名 及び 所在地	東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区丸の内1-2-1 電話番号0120-530-580 受付9~18時(年末年始を除く)	扱 者	福島自営二課 3367 福島ドック 0584

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。
ホームページアドレス (<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)

自賠責保険についてのご案内

■自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には保有者*または運転者)が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人身事故に限ります。)

※ 保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円まで
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき:最高4,000万円 随時介護のとき:最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円~ 第14級:最高75万円まで
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3,000万円まで
死亡するまでの 傷害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円まで

■事故時のご対応および保険金等のご請求

事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号など事故のあらましを遅滞なく引受保険会社に届け出てください。

自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、引受保険会社にご相談ください。

■保険金等のお支払いに関する情報の提供

被害者または被保険者が、保険金等が適正に支払われているか否かを自ら判断するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、引受保険会社から書面により提供されます。

- ・支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要(保険金等を請求された時点)
- ・お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由(保険金等をお支払いした時点)
- ・お支払いできなかった場合、その理由(お支払いできないことが確定した時点)

また、上記に加えて必要な追加情報も引受保険会社に請求することができます。

(裏面もご覧ください。)

証明書 番号	第 1C90B6415 号	自動車損害賠償 責任保険	令和 4年 11月 24日 保険料領収証
自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (車台番号)	いわき 300に 296 TDA4W-201831	保険 料	¥20,010
管轄店名 及び 所在地	東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区丸の内1-2-1 電話番号0120-530-580 受付9~18時(年末年始を除く)	管 及 轄 店 名 所 在 地	
保険期間	自 令和 5年 1月 4日 24か月 至 令和 7年 1月 4日 午前12時		

契約者 磐城森林管理署

東京海上日動火災保険株式会社

上記保険料を領収いたしました。

(51 59923)

(210928S) (66-012)

注意

◎この領収証は保険証明書の効力を有しないので、必ず証明書を併せてお受け取りください。

[A券] 預託証明書 (リサイクル券)

<<車両欄>>

リサイクル券番号	0210-3370-6820
車台番号	TDA4W-201831
車名	スズキ

<<料金欄>>

シュレッダーダスト料金	¥10,480
エアバッグ類料金	¥2,200
フロン類料金	¥2,100
情報管理料金	¥230
預託金額合計	¥15,010

財団法人
自動車リサイクル促進センター

2009年12月 4日発行
事務処理番号: 002-4212201001<1>



※本券 (A券) は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。
※料金欄で「*****」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

<使用済自動車引渡時、引取業者切離し>

[B券] 使用済自動車引取証明書

引取日: 年 月 日

リサイクル券番号 (移動報告番号)	0210-3370-6820
車台番号	TDA4W-201831
車名	スズキ
預託金額	¥15,010 (消費税込み)

<引渡者>

氏名・名称

<引取業者>

登録番号

氏名・名称

印

事業所名称

所在地

TEL.

※本券 (B券) は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

<受領証 (C券) 利用時切離し>

[C券] 資金管理料金受領証

リサイクル券番号	0210-3370-6820
車台番号	TDA4W-201831
車名	スズキ

受領金額

¥380

(消費税込み)

財団法人
自動車リサイクル促進センター

2009年12月 4日発行
事務処理番号: 002-4212201001<1>

[D券] 料金通知書兼発行者控

リサイクル券番号	0210-3370-6820
車台番号	TDA4W-201831
車名	スズキ

財団法人
自動車リサイクル促進センター

2009年12月 4日発行

支払金額合計	¥15,390
シュレッダーダスト料金	¥10,480
エアバッグ類料金	¥2,200
フロン類料金	¥2,100
情報管理料金	¥230
資金管理料金	¥380